

中核市市長会議
in いわき

〔平成28年10月〕

(議案資料)

日 時 平成28年10月28日(金)

9:30~11:00

会 場 いわき芸術文化交流館 アリオス

2階 中劇場

地域の実情に応じた教育政策を実現するための 人事権等移譲を求める提言（案）

県費負担教職員の人事権等（県費負担教職員の任命権、県費負担教職員給与等の負担、学級編制基準の決定及び県費負担教職員の定数決定、任免・分限・懲戒処分の基準制定権）移譲に関しては、中央教育審議会答申や教育再生実行会議の提言において、市町村への権限移譲を検討するよう述べられてきた。

中核市市長会では、地域の実情に応じた特色のある質の高い義務教育の実現や、地域に根ざした優秀な人材の育成・確保の実現を目指し、「県費負担教職員の人事権等移譲」を長年求めてきたが、「県費負担教職員の任命権に係る条例による事務処理特例制度（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第55条第1項）」では、望むような県費負担教職員の人事権等移譲が実現していない。

平成26年度、地方に対する権限移譲及び規制緩和に係る提案を地方公共団体等から募る「提案募集方式」が導入されたことから、本会として、地域の実情に応じた選択制による人事権、教職員の定数決定権及び学級編制基準制定権等の移譲を、また、複数の中核市からも直接の人事権等移譲を提案したものの、国からは、「県費負担教職員の人事権等移譲については、県費負担教職員の任命権に係る条例による事務処理特例制度の運用状況を踏まえつつ、広域での人事調整の仕組みにも配慮した上で、中核市等に権限を移譲する方向で検討を行い、小規模市町村を含めた関係者の理解を得て、結論が得られたものから順次実施する。また、条例による事務処理特例制度のより一層の活用を支援する。」との方針が示された。

しかし、「県費負担教職員の任命権に係る条例による事務処理特例制度」が大阪府豊能地区でしか活用されていないことから、事務処理特例制度による県費負担教職員の人事権等の移譲は一般的には実現困難であると言わざるを得ず、また、「提案募集方式」が導入されているにも関わらず、条例による事務処理特例制度のより一層の活用を支援するという国の姿勢は理解し難い。

本会は、これまでの経緯を踏まえ、改めて、“事務処理特例制度によらない”選択制による人事権等移譲を更に強く求めるものとし、一方で、小規模市町村を含めた関係者の理解を得られるような地域の実情に応じた採用・任命、学級編制及び教職員配置などを実現するための基盤づくり、小規模市町村における人材確保や人事異動の広域性の確保については、近隣市町村との人事交流や広域連合等広域連携の仕組みの中で解消できると考えられることから、「権限移譲の受け皿のあり方」や「学級編制及び教職員配置における国、地方の役割のあり方」を並行して検討していくものとするとともに、特色ある教育行政の実現のため、国において、次の事項について積極的な措置を講じられるよう提言する。

1. 事務処理特例制度によることなく、各中核市が県費負担教職員の任命権を有することができるように、早急に、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第59条（中核市に関する特例）」を改正し、「中核市の県費負担教職員の任命権に関する事務は、当該中核市の教育委員会が行うことができる」旨を規定すること。その際、人事交流の広域性を確保する観点から、一定の条件を整備した中核市を含む広域連合等広域連携組織も任命権を有することができるようにするとともに、その条件については、中核市及び中核市を含む広域連合等広域連携組織と協議して決定すること。
2. 学級編制基準及び教職員定数については、「教職員の配置が要望どおりでない」や「内申が十分に反映されていない」といった課題があることから、地域の実情に応じた特色ある教育政策の実現が可能となるように、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」を改正し、都道府県を介することなく、中核市や中核市を含む広域連合等広域連携組織へ直接、割り当てを行うこと。

また、県費負担教職員の基礎定数と加配定数については、各地域・学校の実情に応じて、割り当てられた教職員を柔軟に配置できるように、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」を改正し、年度ごとの予算に左右される加配定数ではなく、基礎定数として位置付けること。
3. 県費負担教職員の人事権等移譲に伴う給与等の負担をはじめとする所要額については、財政負担に応じた税源移譲、交付金等による明確な形で満額措置すること。

平成28年10月 日

中核市市長会

権限移譲検討プロジェクト 活動経過・提言（案）について

1 権限移譲検討プロジェクトの研究テーマについて

研究テーマ	県費負担教職員の人事権等移譲について
目的	「県費負担教職員の任命権」、「県費負担教職員給与等の負担」、「県費負担教職員の定数決定及び学級編成基準の決定権」に加えて、「任免・分限・懲戒処分の基準の制定権」等、人事権全般に係る権限移譲について、事務処理特例制度によらない権限移譲実現に向けて、調査・研究を行い、実効性のある提言・要望を行うことを目的とする。

2 提言（案）の作成に向けて

（1）プロジェクト会議の実施

【第1回プロジェクト会議（平成28年5月25日開催）】

- これまでの研究成果と今後の検討課題について
- 平成28年度プロジェクト活動計画案について
- 本プロジェクトの提言の実効性を高めるための取組について

【第2回プロジェクト会議（平成28年8月10日開催）】

- 県費負担教職員の人事権等移譲に関するアンケート調査の結果について
- 提言内容の検討について
- 中核市教育長会との連携について（中核市教育長会会長出席）

（2）アンケート調査の実施

『県費負担教職員の人事権等移譲に関するアンケート』（平成28年6月）

- 義務教育制度の根幹の維持や地域毎の多様な教育ニーズに対応していくための『受け皿のあり方』や『学級編制及び教職員配置における国、地方の役割のあり方』について調査・研究を行った。
- 平成27年4月から教育委員会制度の見直しが行われ、首長の教育行政に果たす責任や役割が明確になるとともに、首長と教育委員会の両者が教育政策の方向性を共有することで、地方公共団体としての教育政策がより明確になることから、中核市教育長会と連携した取組を行うだけではなく、権限移譲を具体的に進めるための『地方公共団体としての役割』についても調査・研究を行った。

ポイント
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の実情に応じた教育政策を実現するための事務処理特例制度によらない人事権等移譲の実現
<ul style="list-style-type: none"> ・ 人事権等移譲に伴う近隣市町村における人材確保や人事交流の広域性の確保
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の実情に応じた採用・任命、学級編制及び教職員配置などを実現するための基盤づくりとして、「権限移譲の受け皿のあり方」や「学級編制及び教職員配置における国、地方の役割のあり方」の検討
<ul style="list-style-type: none"> ・ 人事権等移譲に伴う財源の確保

(3) 提言(案)に対する意見照会

①権限移譲検討プロジェクト構成市への意見照会(平成28年9月)

②全中核市への意見照会(平成28年9~10月)

3 提言(案)のポイントについて

前文	人事権等移譲については、以前から、中央教育審議会答申や教育再生実行会議の提言において検討するように述べられ、また、事務処理特例制度による権限移譲が大阪府豊能地区でしか活用されていない中、平成26年度に導入された「提案募集方式」による人事権等限移譲を求めたものの、国からは事務処理特例制度のより一層の活用を支援するという方針が示されており、これまでの経緯を踏まえた問題意識や課題認識について記載。
1項目目	『地方教育行政の組織及び運営に関する法律第59条(中核市に関する特例)』の改正 ・事務処理特例制度によることなく、各中核市が県費負担教職員の任命権を有することができるようにすること。 ・人事交流の広域性の確保の観点から、中核市を含む広域連合等広域連携組織も任命権を有することができるようにすること。
2項目目	『公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律』の改正 ・学級編制基準及び教職員定数に関して、地域の実情に応じた特色ある教育政策の実現が可能となるようにし、教職員の定数については、都道府県を介することなく、中核市や中核市を含む広域連合等広域連携組織へ直接、割り当てを行うこと。 ・定数について、各地域・学校の実情に応じて、割り当てられた教職員を柔軟に配置できるようにし、年度ごとの予算に左右される加配定数ではなく、基礎定数として位置付けること。
3項目目	『県費負担教職員の人事権等移譲に伴う財源の確保』 ・人事権等移譲に伴う給与等の負担をはじめとする所要額について、財政負担に応じた税源移譲、交付金等による明確な形で満額措置すること。

中核市税財源等の拡充・強化に関する提言(案)

国は、平成28年6月2日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2016」において、「成長と分配の好循環」を全国に波及させ、人口減少と地域経済縮小の悪循環に歯止めをかけ、将来にわたる成長力を確保し、国及び地方において官民総力を挙げて、地方創生を本格展開することとしている。

このような中、地域住民に最も身近な基礎自治体であり、地域の拠点都市でもある中核市が、人口減少・少子高齢化対策や地域活性化などといった地方が抱える諸課題に率先して取り組んでいくことは極めて重要であると考えます。

このため、中核市がその役割を十分に果たし、地方創生及び一億総活躍社会の実現に向けた施策を積極的に推進するためにも、中核市財政の実態に即した税財源等の拡充・強化について、国の早期かつ積極的な措置を求める。

1 中核市の事務権限に見合った適切な財源措置について

(1) 税財源配分の是正

事務配分の特例として、中核市には都道府県の事務権限が移譲されるが、移譲された事務に必要な財源については、主に地方交付税によって措置されており、これに見合う税源が都道府県に残されたまま移譲されていない。

中核市の市民は、中核市特有の事務に係る行政サービスを中核市から受ける一方で、それに係る経費について都道府県税として負担していることから、市民サービスの提供者と税の徴収権者にねじれ関係が生じている。このため、市民サービスの提供者と税の徴収権者を一致させる観点から、都道府県からの税源移譲を行うなど、税制上の措置を講じること。

(2) 適正な財源拡充等

保健所業務に係る経費のうち、精神保健費については、一定の財政負担が生じているにもかかわらず、それに見合う十分な財源措置がなされていないことから、普通交付税による適切な措置を行うこと。また、保健所設置に係る経費についても、施設整備費に対する普通交付税措置額が過少であることから、単位費用の抜本的な見直しを行うなど、必要な財源を早期かつ確実に手当てすること。

また、国が必要な支援等を講ずるとしている児童相談所の設置に係る経費についても、各団体の意見を十分に聴きとった上で、児童相談所を設置する団体については、国の継続的かつ安定的な支援措置により、財政運営に負担が生じない制度設計とすること。

2 地方交付税改革について

(1) 必要な一般財源総額の確保等

地方交付税は地域社会に必要な不可欠な一定水準の行政サービスを提供するための地方固有の財源であるため、国の歳出削減を目的とした一方的な削減は決して行うべきではない。

このため、歳出特別枠を実質的に堅持するとともに、中核市が直面している財政需要の増嵩を的確に反映させた上で、必要な一般財源総額を確保すること。また、トップランナー方式による基準財政需要額算定方法の見直しについては、各団体の実情を十分に踏まえたものとする。

(2) 臨時財政対策債の廃止

臨時財政対策債による地方財源不足への対応は、地方交付税の代替措置にもかかわらず、実質的には過去に発行した臨時財政対策債の元利償還金に対しても新たに借金を重ねる（負担を先送りにする）構造となっており、市債発行抑制や市債残高削減の支障となっている。

地方自治体の標準的な行政サービスについては、国の責務として確実に財源保障をすべきであり、地方自治体の歳出削減努力によってもなお生じる財源不足の解消は、地方交付税の法定率の引上げによって対応するものとし、臨時財政対策債は速やかに廃止すること。

3 消費税率引上げ時期の延期に対する財源確保

「経済財政運営と改革の基本方針2016」において、消費税率10%への引上げを平成31年10月まで延期することが示されたが、子ども・子育て支援や医療・介護など、社会保障の「充実」や「安定化」のための財源手当は不透明な状況である。

延期にあたっては、地方の社会保障施策の推進に影響が生じることのないよう、国の責任において必要な財源を確実に確保すること。

平成28年10月 日

中核市市長会

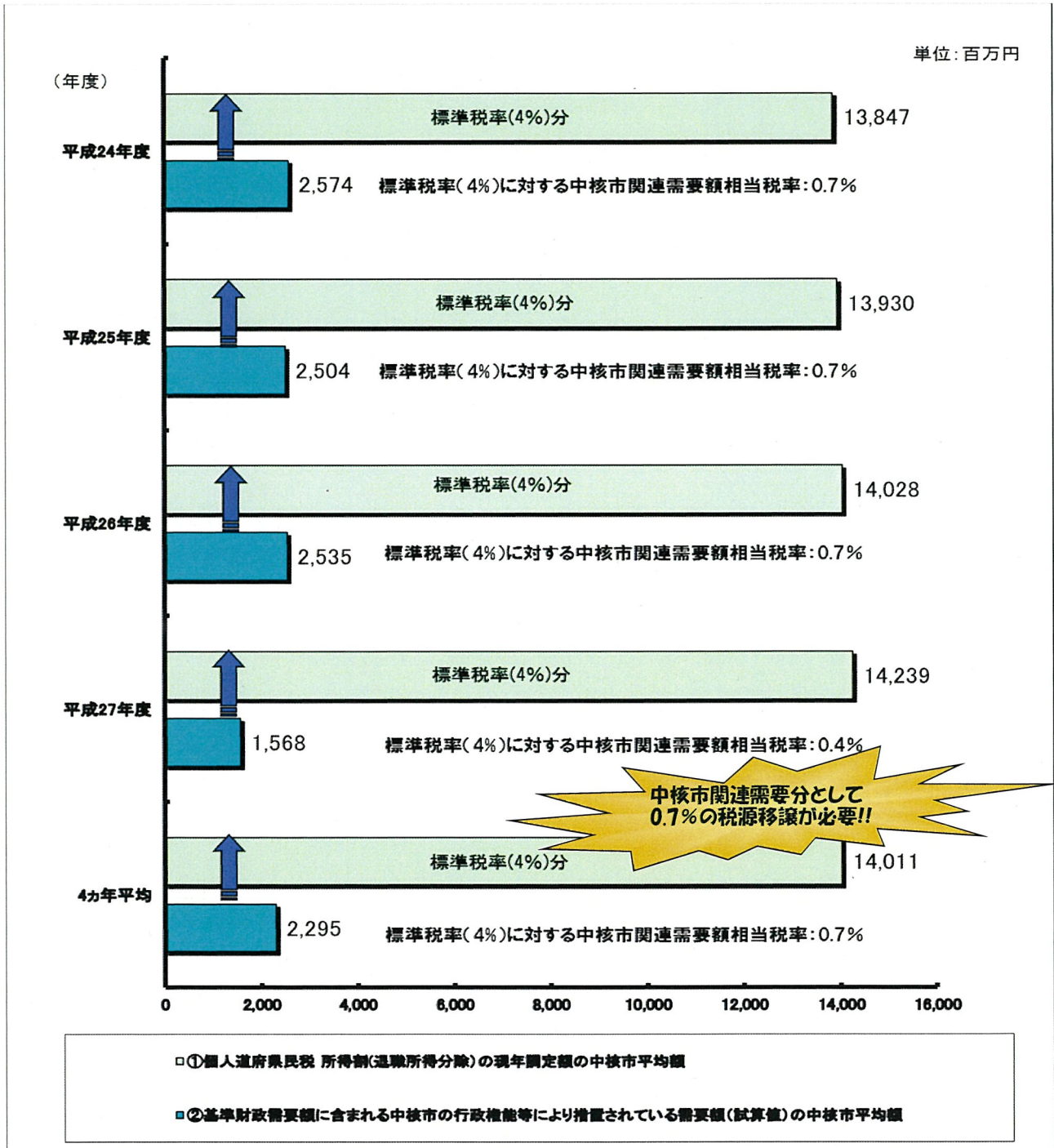
< 参考資料 >

- ① 『1 中核市の事務権限に見合った適切な財源措置について』関係
都道府県民税(所得割)に対する中核市関連需要額の税源移譲に関する試算
- ② 『1 中核市の事務権限に見合った適切な財源措置について』関係
保健所業務に係る経費と財政措置の状況、精神保健費の負担状況
- ③ 『2 地方交付税改革について』関係
地方債残高に占める臨時財政対策債残高及び公債費元利償還金に占める
臨時財政対策債償還額の割合の推移に関する試算

都道府県民税(所得割)に対する中核市関連需要額の税源移譲に関する試算

中核市において、平成24年度から平成27年度の4カ年について、基準財政需要額に含まれる中核市に係る行政権能等により措置されている需要額（以下、「中核市関連需要額」という。）を試算し、また、その都市で徴収している都道府県民税所得割（退職所得分を除く）の標準課税分の現年調定額を試算し、各中核市における都道府県民税所得割の標準税率（4%）に対する中核市関連需要額の相当税率を算出したものである。

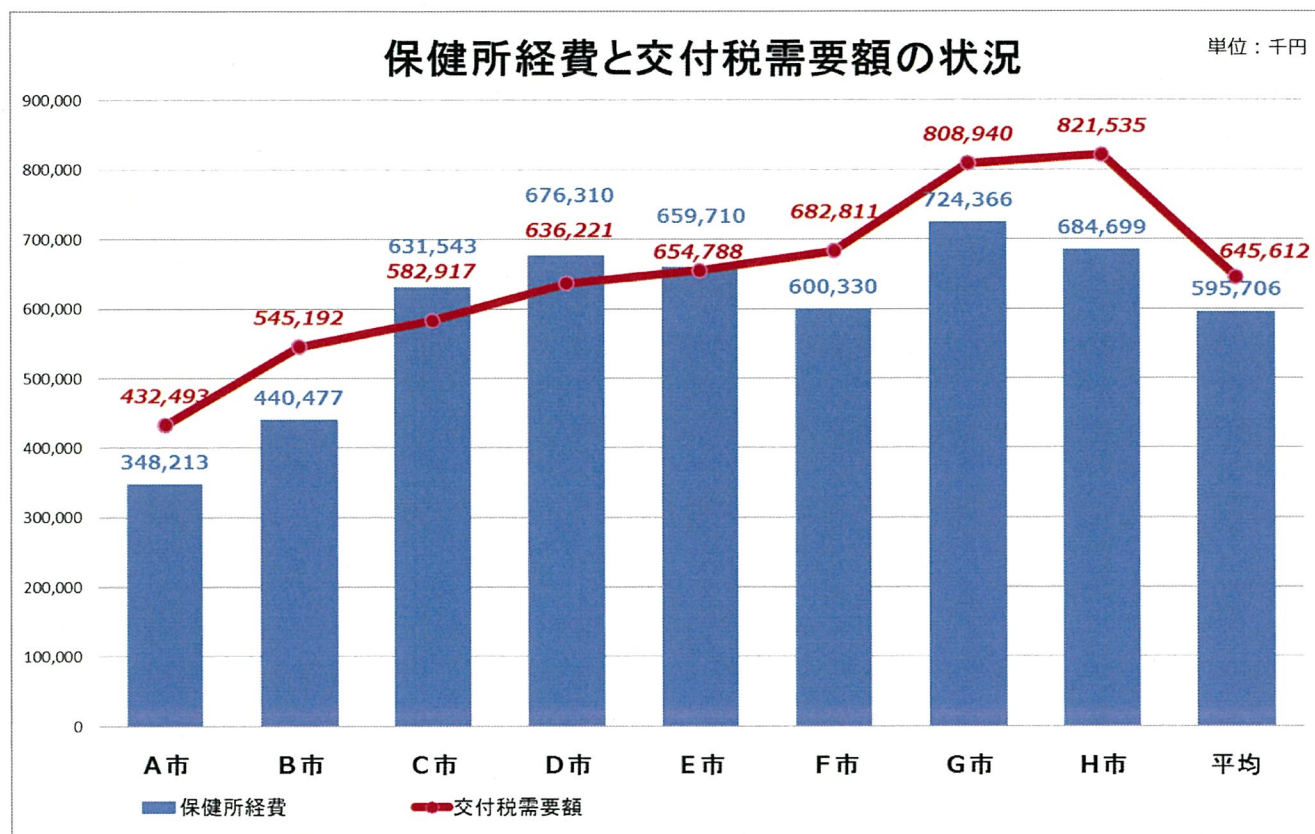
（※合併団体の中核市関連需要額については新団体に含まれる需要額を試算）



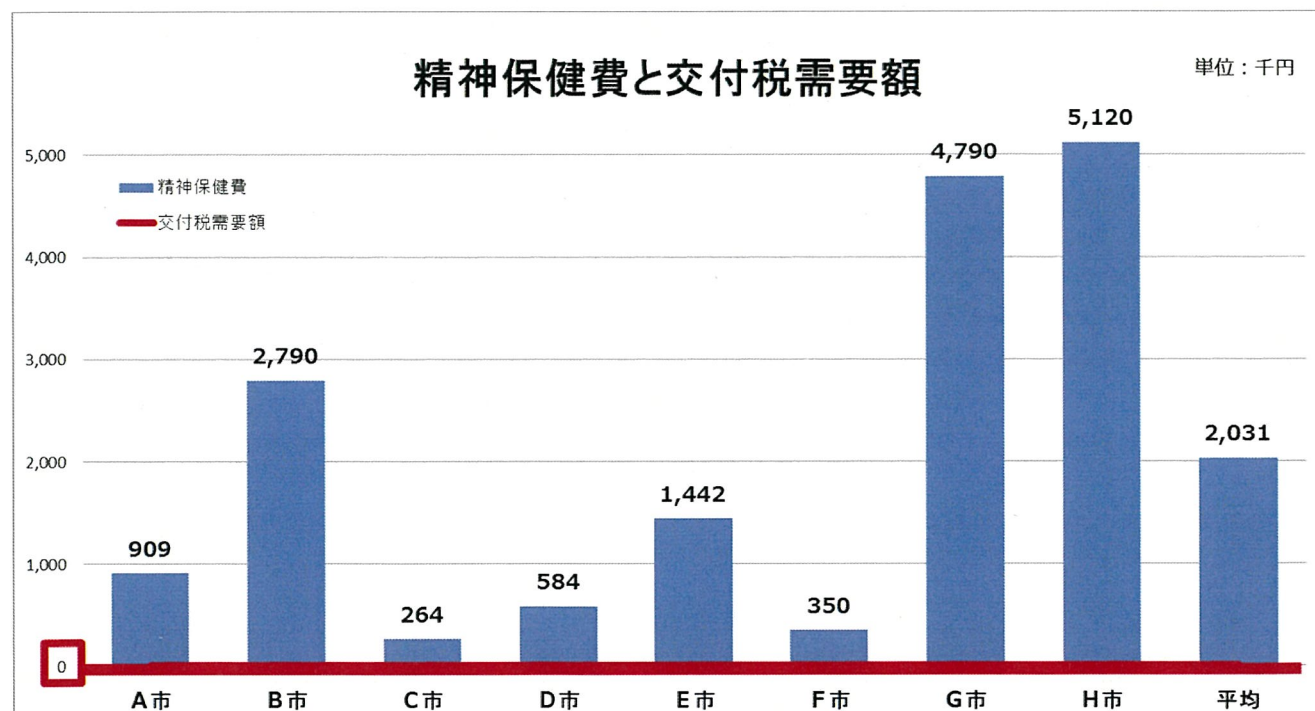
※各年度の数値は、次のとおり、中核市移行前であった都市を除いた平均としている。
 ・平成24年度: 中核市移行前の6市(越谷市、八王子市、枚方市、呉市、佐世保市、那覇市)を除く平均
 ・平成25年度: 中核市移行前の5市(越谷市、八王子市、枚方市、呉市、佐世保市)を除く平均
 ・平成26年度: 中核市移行前の4市(越谷市、八王子市、呉市、佐世保市)を除く平均
 ・平成27年度: 中核市移行前の2市(呉市、佐世保市)を除く平均
 ※生活保護費(市部人口)について、基礎数値である「被生活保護者年間延人員」の取り扱いとして、指定都市及び中核市においては生活保護法第73条の居住地不明者等に係る被保護者がある場合は、当該指定都市分及び中核市分に含めることとされており、本来であれば中核市関連需要額として試算に含めるべきであるが、対象数値の把握が困難であることから、その影響は含めていない。

保健所業務に係る経費と財政措置の状況について

保健所業務に係る経費を平成27年度予算ベースで算定し、これらに係る普通交付税の基準財政需要額を調査した結果は次のとおり



保健所業務に係る精神保健費について、各市の負担状況を調査した結果は次のとおり ※注 交付税需要額は中核市権能差分の精神保健費項目に係る需要額により算出



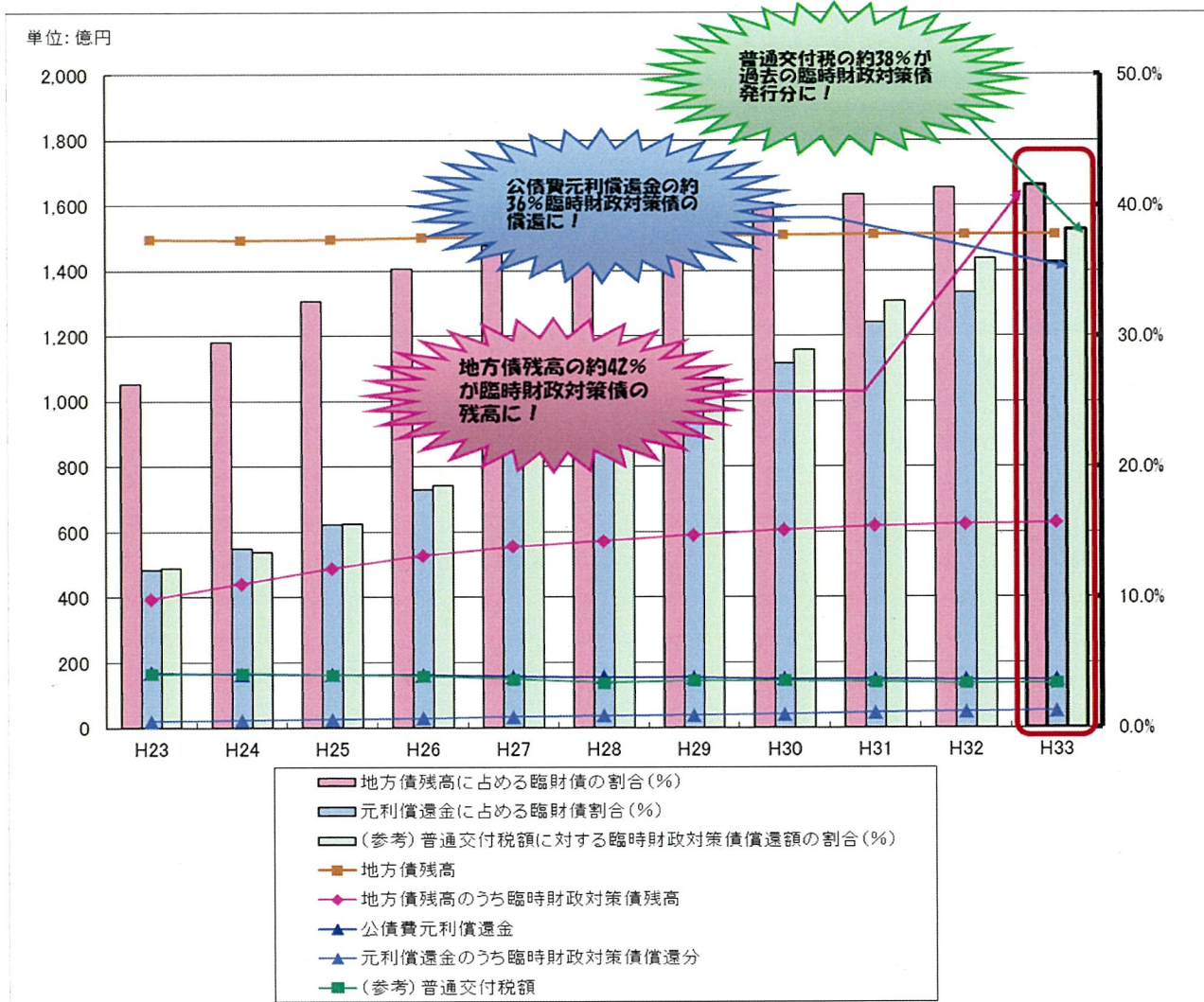
中核市は精神保健費に交付税措置が十分になされていないため、
必要な財源については財政措置が必要

地方債残高に占める臨時財政対策債残高及び公債費元利償還金に占める臨時財政対策債償還額の割合の推移に関する試算

平成28年度の前後5年間における臨時財政対策債の残高及び償還額等について、調査した結果は次のとおり

単位: 億円

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
地方債残高	1,494.6	1,492.9	1,496.7	1,501.1	1,503.4	1,503.6	1,505.9	1,509.4	1,510.9	1,510.3	1,511.7
地方債残高のうち臨時財政対策債残高	393.8	441.0	488.5	527.7	554.7	572.2	590.0	605.9	617.0	624.1	628.4
公債費元利償還金	167.5	164.3	163.1	161.7	155.8	155.2	153.1	150.0	148.7	147.5	147.4
元利償還金のうち臨時財政対策債償還分	20.3	22.5	25.3	29.5	33.4	36.9	38.8	41.8	46.1	49.2	52.4
(参考) 普通交付税額	166.0	167.0	162.0	159.0	148.0	138.0	145.0	145.0	141.0	137.0	137.0
地方債残高に占める臨時財債の割合(%)	26.4%	29.5%	32.6%	35.2%	36.9%	38.1%	39.2%	40.1%	40.8%	41.3%	41.6%
元利償還金に占める臨時財債割合(%)	12.1%	13.7%	15.5%	18.2%	21.5%	23.8%	25.3%	27.9%	31.0%	33.3%	35.6%
(参考) 普通交付税額に対する臨時財政対策債償還額の割合(%)	12.2%	13.4%	15.6%	18.6%	22.7%	26.6%	26.8%	28.9%	32.6%	35.9%	38.1%



※平成23年度から平成27年度までは地方財政状況調査の結果を、平成28年度については決算見込、平成29年度以降は各市の財政計画の数値を基に算出している。

少子化・超高齢社会への対応に関する提言（案）

日本の総人口は、2008年を境に減少局面に入り、合計特殊出生率はこの30年間で大幅に低下し、高齢化率は増加の一途をたどっている。国は、少子高齢化に真正面から立ち向かうため、「希望を生み出す強い経済」、「夢をつむぐ子育て支援」、「安心につながる社会保障」を新たな三本の矢と定め、平成28年6月に新たにニッポン一億総活躍プランを閣議決定し、「戦後最大の名目GDP600兆円」、「希望出生率1.8」、「介護離職ゼロ」を目標に掲げて、一億総活躍社会の実現に向けた取組を進めている。

こうした中、中核市を始めとする地方自治体は、まち・ひと・しごと創生法に基づき、地方版人口ビジョン・総合戦略を策定し、地方の実情に応じて少子化・超高齢社会に対応する取組を行い、地方創生を推進しているところである。

また、中核市市長会では、子育て支援の充実や社会保障の基盤強化と経済政策、特に雇用・労働政策の強化は、密接不可分である前提のもと、国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる基本目標を踏まえ、「地方への人材還流」と「少子化・超高齢社会への対応」をテーマとして、それぞれに協議してきた。

「少子化・超高齢社会への対応」に関する本提言の取りまとめに当たっては、すべての人が安心して暮らし続けるために、多世代が共生し、支え合う地域社会を実現していくことが重要であり、そのために国により子育て支援や社会保障の土台が作られたうえで、地方自治体が、地域の実情に応じて、地域コミュニティの育成などの取組を推進するとともに、圏域の中核を担う中核市として、周辺の自治体との連携を意識した取組を展開するという、国と地方自治体との適切な役割分担のもと、施策を策定し、実施していく必要があるとの考えを改めて確認したところである。

以上の認識に立ち、少子化・超高齢社会への対応を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じるよう提言する。

1 多世代が地域で共生できる社会の実現のために

少子化・超高齢社会では、問題を人口減少そのもので捉えるのではなく、その中でいかに世代間のバランスを取り、地域コミュニティの中で市民が支え合う仕組みを構築するかが重要である。そのため、子育てと介護の時期が重なるダブルケアの問題など複合化する問題が顕在化する中で、国は、子ども、高齢者、障がい者といった縦割りの区分での対策ではなく、市民目線・地域目線で、地域の実情を考慮した柔軟性のある福祉サービス提供の仕組みを早期に構築するとともに、取組に対する財源を確保すること。

2 安心して子どもを生み育てられる環境をつくるために

全国どこに住んでいても安心して子どもを生み育てることができるよう、環境を整えることが重要である。

そのため、国は、子育て家庭の経済的負担の軽減に向け、子どもの医療費や保育料負担の軽減について、各自治体が先行して実施している公費負担の状況を十分勘案し、負担軽減策を早期にかつ積極的に実施すること。

また、子育てをめぐる環境が大きく変化する中、少子化対策として子育て家庭への支援の充実を図るため、待機児童解消に向けた施設整備支援や保育人材確保に向けた保育士の処遇改善により、保育環境を充実させるとともに、育児休業制度の充実と長時間労働の抑制に努め、仕事と子育ての両立を可能にする働き方改革や雇用の安定化に一層積極的に取り組むこと。

あわせて、真に有効な少子化対策を実施できるよう、根本的な課題・原因に対して真摯な追求を更に進めること。

3 誰もが安心して暮らせる生涯現役社会の実現のために

超高齢社会が到来する中で、医療・介護ニーズが増大している状況を踏まえ、国は、包括的な医療・福祉施策を実施すること。また、介護人材の確保については、介護職員の処遇改善を早期に実現するとともに海外人材の受入れの在り方について総合的かつ具体的な検討を進め、早期に結論を示すこと。

一方では、アクティブシニアと呼ばれるような、元気で就労の意欲にあふれる高齢者が多数存在している。こうした中、住民に最も身近な地方自治体は、高齢者が多様な経験と知恵を生かして活躍できる場や機会を確保することに加え、経済的基盤を確保するため、高齢者の就労マッチング支援の強化を進めるなど、生涯現役社会の実現に向けた施策を行っている。国は、それら地方の取組を支援し、全国的な展開を進めること。

4 少子化・超高齢社会における都市・財政基盤の形成のために

「まち・ひと・しごと創生基本方針 2016」では、少子化・超高齢社会への対応として、「コンパクトシティや広域連携の推進」が掲げられている。中核市は、まさに地域のけん引役として、広域連携を推進し、充実した都市機能を効率的に維持する責任を負う立場であり、既に各中核市では、多様な都市間連携を展開しつつある。

については、国は、地方の取組が発展的に継続されるよう、必要な支援措置を講じること。

また、中核市間で人口規模、都市構造、歴史・文化が異なり、人口減少や高齢化の進行に差異があることを踏まえ、地域が持つ個性を生かした都市空間の形成が実現できるように、地域の実情に応じた多様かつ実効性のある支援を実施するとともに安定的かつ自由度の高い財政措置を行うこと。

平成28年10月 日

中核市市長会

地方創生検討第一プロジェクト 検討経過・提言（案）について

1 地方創生検討第一プロジェクトの研究テーマについて

研究テーマ	少子化・超高齢社会への対応について
目的	地方創生を推進していく中で、少子化・超高齢社会への対応には、安心して子どもを産み育てられる環境をつくることや、地域包括ケアをはじめとした、地域で支え合う仕組みづくりが必要となる。このことから、本プロジェクトでは意見交換を通して、各市の取組状況及び課題等を共有し、国への提言をとりまとめるとともに、今後の各市の取組の参考となる調査検討を行うことを目的として活動してきた。
内容	構成市が策定した地方版総合戦略（少子化・超高齢社会への対応）の内容とその取組状況を共有し、取組の推進に向けての障害や障壁の除去、規制の緩和などについて、協議してきた。なお、提言（案）の作成にあたっては、「ニッポン一億総活躍プラン」を始め、国の動向を注視しつつ、取りまとめを行った。

2 提言（案）の作成に向けて

(1) プロジェクト会議の実施

- ①第1回プロジェクト会議（平成28年5月25日開催）
 - 少子化・超高齢社会への対応に関する取組及び課題等について（意見交換）
- ②第2回プロジェクト会議（平成28年8月10日開催）
 - 地域コミュニティの充実を図る取組について（意見交換）
 - 提言の方向性（たたき台）について（意見交換）

(2) アンケート調査の実施

- ①『少子化・超高齢社会への対応に関するアンケート』（平成28年4～5月）
地方創生に係る少子化・超高齢社会への対応上の課題及び障害・障壁等について照会

【少子化社会への対応】

課題	求められる対応
・保育人材及び施設の確保	保育職員の処遇改善、待機児童の解消など
・ワーク・ライフ・バランスの取組の推進	国全体での働き方改革（ダブルケアへの対応）等の仕組みづくり・意識醸成（制度利用が困難な状況の改善）など
・経済的負担の軽減	国による全国一律の子ども医療費助成制度の創設など

【超高齢社会への対応】

課題	求められる対応
・地域コミュニティの衰退	高齢者の活躍の場の確保及び創出、共助の精神の醸成など
・介護人材の不足	介護職員の処遇改善など

【安定的な財源の確保】

課題	求められる対応
・交付金の要件見直し	補助率の引上げ、自由度の向上など

【都市基盤の形成】

- ・都市構造・都市計画の見直し
- ・交通政策の見直し

②『提言の方向性に関するアンケート』（平成28年6～7月）

第1回プロジェクト会議、少子化・超高齢社会への対応に関するアンケートを踏まえて、提言作成に向けて提言の観点、地域コミュニティの充実を図る取組について照会

【提言の観点の確認】

『少子化・超高齢社会への対応に関する取組内容に関するアンケート』で挙げられた課題以外に以下の観点を確認

- ・高齢者の経済基盤の確保のための雇用施策の充実
- ・高齢者の多様な能力活用
- ・高齢者の社会参加・生きがいづくりの推進、またこれらを保障する交通手段の確保
- ・地域コミュニティの維持
- ・地域での支え合い

【各市における地域コミュニティの充実を図る取組】

多世代共生が共生する社会の実現には、地域コミュニティの充実を図ることが重要であるとの認識を確認

(3) 提言（案）に対する意見照会

①地方創生検討第一プロジェクト構成市への意見照会（平成28年9月）

②中核市会員市への意見照会（平成28年9～10月）

3 提言（案）のポイント

前文	「ニッポン一億総活躍プラン」の内容を中心とした国の新たな動きを踏まえ、中核市市長会として、地方創生に関する検討をしてきた経緯や問題意識や課題認識について提示。
1 項目目	多世代が地域で共生できる社会の実現のために ・地域コミュニティの中で市民が支え合う仕組みを構築することが重要であるため、市民・地域目線で地域の実情を考慮した柔軟性のある福祉サービスの仕組みの早期構築及び取組に対する財源確保について提言。
2 項目目	安心して子どもを産み育てられる環境をつくるために ・子育て家庭の負担軽減策、保育環境の充実、働き方改革、雇用の安定化に積極的に取り組むよう提言。 ・また、根本的な課題・原因に対する真摯な追及を更に進めるよう提言。
3 項目目	誰もが安心して暮らせる生涯現役社会の実現のために ・包括的な医療・福祉施策の実施とともに介護職員の処遇改善の早期実現、海外人材の受入に関する具体的な検討をするよう提言。 ・高齢者の経済的基盤の確保、就労マッチング、生涯活躍社会に向けた地方の取組に対する支援について提言。
4 項目目	少子化・超高齢社会における都市・財政基盤の形成のために ・中核市が地域のけん引役として、広域連携を推進し、効率的な都市機能を維持するための支援とともに、地域の実情に応じ、安定的かつ自由度の高い財政措置を行うよう提言。

地方への人材還流に向けた取組に関する提言（案）

日本の総人口は、2008年を境に減少局面に入り、合計特殊出生率も人口置換水準を下回る状況が続いている。政府は一億総活躍社会を実現するために、ニッポン一億総活躍プランにおける「新・三本の矢」の一つとして「希望を生み出す強い経済」を掲げ、「成長と分配の好循環」のもと「働き方改革」や「地域のしごとづくり」に取り組もうとしている。

こうした中、中核市を始めとする地方自治体では、まち・ひと・しごと創生法に基づき、地方版人口ビジョン・総合戦略を策定し、あらゆる施策を通じて地方創生を推進しているところである。

しかし、東京圏への人口流入が4年連続で増加するなど、東京一極集中に歯止めが掛かっておらず、このままでは中核市が地方における「人口のダム機能」を果たせない恐れがある。

中核市市長会では、地方創生を推進していく中で、地域の活力を維持していくためには、若者の地方からの流出を食い止め、東京都心等の大都市から地方へ人材を還流させることが重要と考え、また、それを促すためには、雇用の確保や創出を図る取組が不可欠として協議を行ってきた。

地方への人材還流を図るため、次の事項について積極的な措置を講じられるよう提言する。

1 就業・創業支援の充実

地方創生のためには、企業誘致や地域企業の成長支援等を進め、若い人材の安定雇用に向けた環境整備や、地方の大学における企業ニーズに対応した人材育成の強化が重要である。

また、地域活性化には地域での創業も重要であり、多様な業種の集積が新たな価値や魅力を生み出し、地域資源の活用や生産性の向上につながるとともに、人が人を呼び、地域経済の成長が加速すると考えている。

そのためには、就業支援として、地元企業と若い人材のミスマッチの解消をはじめ、仕事と家庭の両立や多様で柔軟な働き方ができる魅力的な就業環境の整備、医療・介護・福祉サービス従事者の所得向上など雇用環境の充実、連携中枢都市圏等を活用した地域全体の魅力のPRなどが必要である。

また、創業支援として、産学官民の連携やフォローアップ、地域に特化した支援策、若年層や女性への支援策、域外需要や雇用の創出につながる創業に対する法人税等の優遇措置の検討などの取組が必要である。

については、中核市が有する「地方への人材還流」の可能性をさらに高める

ためにも、地域の実情に応じた就業や創業支援等が展開できるよう、国による実効性のある雇用・就業施策の充実を図るとともに、その実施に伴う十分な財政措置を講じること。

2 本社機能の移転促進

(一社)日本経済団体連合会の調査結果によると、東京に本社を有する企業で回答のあった147社の内、移転を検討している企業は2社、将来的に移転の可能性・余地がある企業も9社と極めて少数であり、本社機能の地方への移転は進んでいない状況にある。また、政府関係機関についても文化庁の他に主要機関の移転はない状況である。

については、企業の地方移転を牽引するためにも、国が打ち出した政府関係機関の移転推進に責任をもって取り組み、早期に実現すること。

また、企業の地方移転や地方拠点の拡大を一層促進するため、税制特例措置等の支援策の拡充をはじめ、企業へのPR強化、受入の基礎となる自治体のインフラ等の整備に対する支援など、関係施策の充実を図るとともに、その実施に伴う十分な財政措置を講じること。

3 交流の活性化と移住・定住の推進

地方への人材還流を促すためには、自治体が行う移住・定住策も有効な手段であるが、その推進においては、大都市と地方の間で人・物・情報等の交流の活性化が重要であり、日本全体としてコンパクト・プラス・ネットワーク化を進める必要がある。また、国内に限らず、海外から地方への観光客の増加策も、産業・雇用の創出や活性化につながる重要なものである。

については、都市間交流が活性化され、地方への移住・定住やインバウンドが促進されるよう、その基盤となる各種インフラの整備を図るとともに、自治体の取組について必要な環境整備と継続的な財政措置を講じること。

平成28年10月 日

中核市市長会

地方創生検討第二プロジェクト 活動報告

【研究テーマ】地方への人材還流について

1. これまでの活動状況

(1) 第1回プロジェクト会議に向けた準備【4月28日～5月13日】

- ・ 地方への人材還流を促す取組を大きく4つの項目（就業支援、創業支援、本社機能の移転、その他）に分け、各項目に係る現状と課題を第1回会議の発言要旨として各市へ照会。

(2) 第1回プロジェクト会議【5月25日(水)】

- ・ 活動計画(案)の承認。
- ・ (1)の発言要旨を会議資料として、出席10市により4項目について取組状況の紹介と意見交換を実施。各市長の主な発言内容は以下のとおり。

① 就業支援

共通認識	地方創生のためには、企業誘致や地域企業の成長支援等を進め、若い人材の安定雇用に向けた環境整備や、地方の大学における企業ニーズに対応した人材育成の強化が重要である。
現状	<ul style="list-style-type: none"> ●学生等向け ○ インターンシップの実施(産学官の連携) ○ 合同就職説明会・面接会の実施 など ●企業向け ○ 企業訪問による雇用拡大の要請 ○ 雇用時の企業への助成金(奨励金) など
課題	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地元企業と若い人材のミスマッチの解消 ○ 仕事と家庭の両立や多様で柔軟な働き方の推進による魅力的な環境整備 ○ 医療・福祉施設で働く人の所得向上など雇用環境の充実 ○ 市(地方自治体)単独ではなく連携中枢都市圏を活用した地域全体の魅力のPR

② 創業支援

共通認識	地域を活性化するためには、地域での創業も重要であり、多様な業種の集積が新たな価値や魅力を生み出し、地域資源の活用や生産性の向上につながるるとともに、人が人を呼び、地域経済の成長が加速する。
現状	<ul style="list-style-type: none"> ○ 産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画の策定・認定 ○ ワンストップ窓口、インキュベーション施設、専門スタッフなどの整備 など
課題	<ul style="list-style-type: none"> ○ 産学金官民の連携やフォローアップ ○ 地域に特化した支援、若年層や女性の創業支援 ○ 域外需要や雇用の創出につながる創業に対する法人税等の優遇措置の検討

③ 本社機能の移転

共通認識	東京に本社を有する企業の地方への移転は進んでいない状況にある。また、政府関係機関についても文化庁の他に主要機関の移転はない状況である。
現状	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域再生計画の認定 ○ 賃料補助金・奨励金の交付、不均一課税の条例制定 ○ 地元大学との連携事業
課題	<ul style="list-style-type: none"> ●政府機関 ○ 政府関係機関の移転に向けた国の責任ある取組、早期実現 ●支援策 ○ 税制特例措置等の支援策の拡充や企業へのPR強化 ●その他 ○ 受入の基礎となる自治体のインフラ整備に対する支援

④ その他

現状	○ 移住・定住促進事業(相談支援等)の実施 など
課題	○ 自治体が行う移住・定住支援施策に対し、継続的な財政措置

(3) 提言素案の作成【6月～8月】

- 第1回会議の資料及び各市の意見を元に論点を整理し、提言素案を作成。

(構成)

1	就業・創業支援の充実
2	本社機能の移転促進
3	移住・定住の推進

- プロジェクト担当者会議(7月14日)において論点整理と提言素案を説明、今後のスケジュールを確認。
- 提言素案について各市へ意見照会し、意見を元に素案を修正。【7月19日～7月27日】

(4) 第2回プロジェクト会議【8月10日(水)】

- 論点整理と提言素案を会議資料として、出席9市により意見交換。
- 「移住・定住の推進」に関連して、以下のような発言あり。

課題	○交流の活性化 <ul style="list-style-type: none">大都市と地方の間で人・物・情報等の交流の活性化が重要日本全体としてコンパクト・プラス・ネットワーク化を進める必要がある国内に限らず、海外から地方への観光客の増加策も、産業・雇用の創出や活性化につながる自治体の取組について必要な環境整備と継続的な財政措置
----	---

(5) 提言案の作成

- 第2回会議の各市の意見を元に論点を追加・整理し、提言案を作成。

(構成)

1	就業・創業支援の充実
2	本社機能の移転促進
3	交流の活性化と移住・定住の推進

- 提言案について全中核市へ意見照会し、意見を元に案を修正。【9月28日～10月11日】
- 第3回プロジェクト会議【10月27日(木)】において、提言案の最終確認・承認。

2. 今後の活動予定

- 10月28日(金) 中核市市長会議において提言の採択
- 11月中旬 国への提言活動

平成29年度税制改正に関する要請(案)

中核市については、地方自治法その他の法令に基づき事務配分の特例が設けられ、権限移譲がなされた多くの事務を都道府県に代わり行っているにもかかわらず、地方税制は画一的であり受益と負担の関係に不均衡が生じている。

中核市が真の地方分権に向けてその機能や役割を十分果たしていくためには、自主的かつ安定的な都市財政運営に必要な財源の確保が不可欠であるが、前述した理由等により現状は極めて厳しい財政状況にある。

よって平成29年度税制改正に関し、特に以下の事項について十分配慮するよう強く要請する。

1 固定資産税の安定的確保

固定資産税は、市町村税収の大宗を占める基幹税目として、安定的な行政サービスの提供に欠くことのできないものであり、その税収の動向は、中核市を含めた基礎自治体の行財政運営を大きく左右するものであることから、制度の根幹を揺るがす見直しは行うべきではなく現行制度を堅持すること。

なお、平成28年度税制改正において創設された償却資産に対する固定資産税の時間的な特例措置については、今回限りとし、期間の延長や対象の拡大等は断じて行わないこと。

2 法人実効税率の見直しに伴う代替財源の確保

国・地方を通じた法人関係税収は、中核市の行政サービスを支えるうえで重要な財源となっており、法人実効税率を更に引き下げるに当たっては、恒久減税による減収は恒久財源で補てんすることを基本とし、中核市の行財政運営に支障が生じないように必要な財源措置を講じること。

3 車体課税の見直しに当たっての対応

消費税率10%への引上げの延期が閣議決定されたが、自動車取得税については、景気浮揚を目的として先行して廃止・縮小することなく、現行制度を堅持すること。

また、軽自動車税のグリーン化特例（軽課）や自動車重量税に係るエコカー減税の見直し・延長に当たっては、中核市の行財政運営に支障が生じないようにすること。

4 ゴルフ場利用税の現行制度の堅持

ゴルフ場利用税については、その税収の7割がゴルフ場所在市町村に交付されており、ゴルフ場関連の財政需要に対する貴重な財源であることから、現行制度を堅持すること。

5 地方消費税率引上げの延期に伴う代替財源の確保

消費税率10%への引上げの延期が閣議決定されたが、基礎自治体においては既に社会保障の充実のための施策に取り組んでいるところであり、これらの施策の推進に支障が生じることがないように必要な代替財源を確保すること。

6 個人所得課税における人的控除等の見直し

- ① 個人所得課税における人的控除等のあり方の検討については個人住民税が応益課税の観点から広く住民が負担を分かち合う仕組みとなっていることを踏まえつつ、真に経済的弱者への配慮も考慮して検討すること。
- ② 「共働き世帯の増加」「ライフスタイルの変化」「女性の社会進出の後押し」を背景として、「夫婦控除」の導入を含めた「配偶者控除の見直し」が検討されているが、これまで専業主婦（夫）及びパート労働により配偶者控除を受けていた世帯等に対する影響を考慮し、見直しに当たっては慎重に検討するとともに、中核市の行財政運営に支障が生じないようにすること。
- ③ 寡婦（夫）控除については、婚姻歴の有無により負担に差異が生じていることを踏まえ、人的控除等のあり方の見直しの中で適切に検討すること。

7 ふるさと納税ワンストップ特例制度の運用の見直し

ふるさと納税に係る所得税控除相当額について、ワンストップ特例制度が適用された場合においても、確定申告を行った場合と同様に、個人住民税と所得税のそれぞれから控除することにより対応すること。

8 地方法人課税の偏在是正における地方意見の反映

「地方間における税源の偏在是正」及び「財政力格差の縮小」を進めるに当たっては、企業誘致や地域の産業・経済活性化のための様々な施策を通じて税源涵養を図っている中核市の努力が損なわれることなく、地方消費税の拡充等による地方税財源の拡充・強化等と一体的に行われるよう配慮することが望ましい。

したがって、法人住民税法人税割の交付税原資化を更に進めるに当たっては、中核市を含む地方側と十分に協議したうえで、制度設計を行うこと。

9 地方税における税負担軽減措置等整理合理化

地方税における非課税措置等については、税負担の公平確保の見地から、真に地域経済や住民生活に寄与するものに限られるよう慎重に検討するとともに、効果が明らかでないものについては、速やかに整理合理化を図ること。

また、地方税収に影響を及ぼす国税における租税特別措置についても見直しを行うこと。

平成28年10月 日

中核市市長会

平成 29 年度税制改正に関する要請について

1 「平成 29 年度税制改正に関する要請」作成の考え方について

(1) 草案の考え方

- 昨年度の「平成 28 年度税制改正に関する要請」をベースとする。
- 会員市から要望案を募集し、新規要望・継続要望・削除要望を検討する。
- 8 月末に各省から要望された項目について影響のあるものを検討し、要望事項へ反映する。
- 政府税制調査会での検討状況から把握した、平成 29 年度の税制改正において重要と考える事項について検討の上、要望事項へ反映する。
- 以上の考え方をもとに、「平成 29 年度税制改正に関する要請（草案）」を作成した。

(2) 案の考え方

- 会員市へ意見照会を行い、提出された意見を草案に反映する。
- 会長市・役員市の最終調整を経て作成した。

2 「平成 28 年度税制改正に関する要請」との変更点について

- 要請項目 全 9 項目（昨年度、6 項目）
 - ①昨年度の要請内容を修正（一部・全面）のうえ、継続要望（5 項目）
 - ②各市提案による新規要望（4 項目）
 - ③昨年度の要請内容を削除（1 項目）

3 今後の予定について

- 10 月 28 日 中核市市長会議に提案
- 11 月中旬 各省庁、与党（自・公）本部への要請活動実施

中核市とともに地方分権を推進する国会議員の会について

1. 会員加入状況（H28.10.20 現在）

政党名	衆議院	参議院	計	備考
自由民主党	60	50	110	
民進党	32	19	51	
公明党	8	12	20	
日本維新の会	2	4	6	
日本共産党	2	0	2	
自由党	0	1	1	
社会民主党	0	0	0	
日本のことを大切にする党	0	0	0	
日本を元気にする会	0	0	0	
無所属	2	4	6	
計	106	90	196	

<世話役一覧>

政党名	役職		議員名 <選挙区等>
自由民主党	会長		衛藤 征士郎 <衆⑪ 大分2区 大分市ほか>
自由民主党	幹事	衆議院	加藤 勝信 <衆⑤ 岡山5区 倉敷市ほか>
		参議院	金子 原二郎 <参② 長崎県>
	副幹事		江島 潔 <参② 山口県> 古賀 友一郎 <参① 長崎県>
民進党	幹事	衆議院	川端 達夫 <衆⑩ 比例 近畿ブロック>
		参議院	小川 勝也 <参④ 北海道>
	副幹事		小川 淳也 <衆④ 比例 四国ブロック>
公明党	幹事	衆議院	古屋 範子 <衆⑤ 比例 南関東ブロック>
		参議院	西田 実仁 <参③ 埼玉県>
	副幹事		谷合 正明 <参③ 比例>

2. 今後の取組について

(1) 世話役と役員市長との懇談会について

【開催目的】中核市の現場が抱える課題等について、世話役議員と幅広い意見交換を行うとともに、国会議員の会の今後の支援活動についての方向性等についての意識共有を図る。

【開催日時】平成28年11月18日（金）午前11時30分～12時30分

【開催場所】都市センターホテル

【出席予定】国会議員の会世話役議員、中核市市長会役員市長等

【協議内容】・中核市市長会の活動等について

- ・国会議員の会勉強会の開催について
- ・その他意見交換

(2) 会員勉強会について

【開催目的】地域の発展に向けて先導的な役割を担う中核市への権限委譲、税財源の充実・強化を通じて真の分権型社会を実現し、中核市が核となり地域の活力を高め、日本経済の活性化、住民福祉の向上を図る活動の支援を目的に設立された「中核市とともに地方分権を推進する国会議員の会」の会員議員と中核市市長会会員市との意見交換を実施することで、情報共有を図る。

【開催日時】平成29年1月25日（水）午前11時30分～13時

【開催場所】議員会館

【出席予定】国会議員の会会員議員、中核市市長会会員市長等

【協議内容】・中核市市長会の活動等について

- ・県費負担教職員の人事権等移譲について
- ・中核市における税財源のあり方について
- ・少子化・超高齢社会への対応について
- ・地方への人材還流について
- ・その他意見交換

平成 28 年度
指定都市市長会及び全国施行時特例市市長会との連携事業

● **三市長会連携事業**

1 三市長会共同提言（11月4日実施）

「指定都市市長会・中核市市長会・全国施行時特例市市長会 都市の自律性向上と地方創生の推進に向けた共同提言」

提言項目

- 地方創生の一層の推進
- 一億総活躍社会の実現
- 地方制度改革の一層の推進
- 地方税財政制度の再構築
- 災害復旧・復興や安全・安心な施設整備に向けた財政措置の拡充等
- 三市長会との定期的な協議の場の設置

総務省及び内閣府への要請活動を実施予定。

2 会長・連携担当市長会議（三市長会共同提言と同日開催）

[議題(予定)]

- (1) 三市長会共同提言について
- (2) 今後の連携について

3 三市長会連携職員勉強会（回数、時期未定）

指定都市市長会にて企画検討中

● **中核市市長会と全国施行時特例市市長会の連携事業**

1 経済同友会との意見交換会

【平成 28 年度 第 2 回目】

日 時：平成 29 年 1 月 10 日（火） 10:30～12:30

場 所：全国都市会館（予定）

参加者：中核市市長会および全国施行時特例市市長会の役員市長および、
前回出席の各会員市長

2 中核市サミット、全国施行時特例市市長会秋季総会への相互参加

- (1) 全国施行時特例市市長会秋季総会（10月17日）

中核市市長会から会長および連携担当市長が出席

- (2) 中核市サミット

全国施行時特例市市長会から会長および役員市長が出席

指定都市市長会・中核市市長会・全国施行時特例市市長会 都市の自律性向上と地方創生の推進に向けた共同提言（案）

近年、地方自治体を取り巻く状況は大きく変化しており、「人口減少・少子高齢化」、「東京一極集中」への対策が喫緊の課題となっている。

このような状況の中、地域の中心的な役割を担っている指定都市・中核市・施行時特例市は、「まち・ひと・しごと創生法」に基づく地方創生や一億総活躍社会の実現等に主体的に取り組んでおり、地域の更なる活性化や日本の社会・経済の発展のために果たす役割は、これまで以上に大きくなっている。

日本の総人口の約44%に当たる約5,600万人が居住する指定都市・中核市・施行時特例市が抱える特有の課題を解決し、自らの判断と責任に基づいた自律的な行財政運営を行うことができるよう、次のことを提言する。

1 地方創生の一層の推進

(1) 地方創生の推進においては、住民に最も身近な基礎自治体が地域の実情を踏まえ、地方版総合戦略を策定するとともに、自らの判断と責任により主体的に行財政運営を行い、課題を解決することを目指している。

地方版総合戦略の推進に向け、地方創生をけん引する役割を担う指定都市・中核市・施行時特例市が積極的に地方創生に取り組むことができるよう、平成28年度に創設された「地方創生推進交付金」については、対象事業分野の拡充や交付申請事業数の制限の緩和をはじめ、自由度が高く継続的なものとする等、地域の実情に応じた課題を解決するための施策の強力な推進に資するものとする。

(2) コンパクト化とネットワーク化による経済成長のけん引や高次の都市機能の集積・強化、生活関連機能サービスの向上を図るため、連携中枢都市圏構想の取組が進められているが、連携中枢都市及び連携市町村が圏域全体の持続的発展につながる連携の取組を一層推進できるよう、財政面も含めた支援を強化すること。

また、同構想の対象外とされている三大都市圏内に所在する都市においても、少子高齢化や社会資本老朽化への対応等は切実な課題であり、各都市が課題解決に向け、近隣市町村と連携して取組を進め、圏域全体で活性化を図っていく必要があることを踏まえ、地域の実情に合わせた市町村間の連携が進むよう同構想の対象要件を緩和すること。

(3) 地方拠点強化税制の活用実績等に鑑みて、真に実効性のある制度とするため、適用対象の拡大や措置内容の充実により現行の支援制度を拡充する等、企業にとって活用しやすいものとする。また、対象地域について、三大都市圏の既成市街地等が対象外とされているが、当該地域についても優遇措置の対象にすると

ともに、過疎地域に準ずる地域など、特に配慮が必要な地域に対しては、更なる優遇措置を講じること。

2 一億総活躍社会の実現

国は、一億総活躍社会の実現に向け、「ニッポン一億総活躍プラン」を策定し、新たな「三本の矢」である「希望を生み出す強い経済」、「夢をつむぐ子育て支援」、「安心につながる社会保障」を実現していくとしている。

基礎自治体たる指定都市・中核市・施行時特例市は、地域経済の活性化に尽力し、また、子育て世代を最前線で支えている。国は、新・三本の矢を実現するため、基礎自治体が必要とする財源を国の責任において確保し、我々がその役割を全うできるよう、各種検討会議に指定都市・中核市・施行時特例市を積極的に参画させること等により各地域の実情の把握に努めるとともに、地方の声を聴き入れ、未来を見据えた国づくり・地域社会づくりに取り組むこと。

3 地方制度改革の一層の推進

(1) 指定都市・中核市・施行時特例市は、その規模や歴史・文化をはじめ、地域で果たす役割等、それぞれが異なる特性を持っており、各都市においても、その地域にふさわしい都市像の実現を目指した取組が行われている。

しかしながら、各都市が自らの判断と責任により、地域の実情に沿ったまちづくりを行うためには、事務・権限及び税源の移譲が未だ不十分であり、より一層の地方制度改革が必要である。

については、国と地方自治体の役割を改めて整理し、指定都市・中核市・施行時特例市が必要とする事務・権限及び税源の移譲を積極的に進めること。

また、都市制度については、道州制も視野に入れつつ、指定都市市長会が提案している「特別自治市」等、地域の特性に応じた多様な大都市制度を実現すること。

あわせて、平成27年4月に中核市指定人口要件が緩和され、事実上特例市と一本化されたが、今後地方分権を進めるにあたっては、都市区分による一律の議論のみによらず、地域の実情に応じて、「手挙げ方式」などの活用により、選択的に事務・権限等の移譲を受けられる制度を創設すること。

特に、中核市市長会及び全国施行時特例市市長会がかねてより求めている「県費負担教職員の人事権等移譲」については、「事務処理特例制度による対応」という整理ではなく、希望する中核市及び施行時特例市が地域の実情に応じて選択的に事務・権限の移譲を受けられるよう、抜本的な制度改革を行うこと。

(2) 現在、国においては、地方分権改革における「提案募集方式」による取組が進められているところであるが、指定都市・中核市・施行時特例市が持つ能力を最

大限に発揮できるよう、その発意による創意工夫の趣旨を十分に酌み取るとともに、提案対象を権限移譲と規制緩和に限定することなく、権限移譲に伴い必要となる税源移譲をはじめとした税財政制度についても対象とすること。

さらに、多くの都道府県で条例による事務処理特例制度により移譲がなされている権限に関する提案はもとより、現状における支障事例の有無にかかわらず、住民の利便性の向上及び行政の効率化に資することが明らかな提案は、移譲先となる地方自治体の意見を広く踏まえた上で、積極的に検討を行い、その実現を図ること。なお、新たな事務・権限の移譲に伴い必要となる財源についても確実に措置を講じること。

あわせて、大都市に関する特例等により、道府県から指定都市に移譲されている事務・権限について、所要額が税制上措置されるよう、道府県から指定都市への税源移譲により大都市特例税制を創設するとともに、権限移譲を希望する中核市及び施行時特例市が移譲を受けられるよう積極的な検討を行うこと。

4 地方税財政制度の再構築

- (1) 真の分権型社会の実現のため、消費税、所得税、法人税等、複数の基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の「税の配分」をまずは5：5とし、さらに、国と地方の新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう、地方税の配分割合を高めていくこと。
- (2) 地方自治体間の財政力格差の是正については、地方法人税のような単なる地方間の税収の再配分ではなく、国税からの税源移譲や地方交付税の法定率引上げ等、地方税財源拡充の中で地方交付税等も含め一体的に行うこと。
- (3) 地方が必要とする一般財源総額については、歳出特別枠を実質的に堅持するとともに、地方の財政需要や地方税等の収入を的確に見込むことで、必要額を確保すること。
なお、地方の歳出削減努力によってもなお生ずる財源不足の解消は、地方交付税の法定率の引上げによって対応すべきであり、臨時財政対策債は速やかに廃止すること。
- (4) 「経済財政運営と改革の基本方針 2016」において、消費税率 10%への引上げを平成 31 年 10 月まで延期することが打ち出されたが、延期にあたっては、子ども・子育て支援や医療、介護の充実等、社会保障施策の推進に影響が生じることのないよう、国の責任において必要な財源を確保すること。

5 災害復旧・復興や安全・安心な施設整備に向けた財政措置の拡充等

- (1) 東日本大震災や熊本地震、北海道や岩手をはじめ全国各地に多大な被害をもた

らした今夏の台風・豪雨災害のような大規模災害・広域災害による被害は、直接的なものだけではなく、避難生活の長期化による心身の疲労を原因とする人的被害や、復興の遅れによる経済停滞など多方面に及び、復旧・復興に向けた取組は長期にわたるのが実態である。

国においては、被災者に最も身近な存在である指定都市・中核市・施行時特例市をはじめとした基礎自治体の意見を十分に踏まえるとともに、災害復旧・復興の取組に必要な財政措置を早急に講じること。

また、特に、指定都市市長会が長年にわたり、道府県からの権限移譲等を求めている災害対応法制の見直しについては、国民の安全・安心に大きく寄与することから、速やかに行うこと。

(2) 近年、学校施設の改修・整備に係る交付金が大幅に減少しており、基礎自治体が計画する事業の多くが採択されない状況にある。このような状況下では、基礎自治体は計画的な改修・整備に取り組みず、児童生徒の安全や教育環境の改善に重大な支障が生じることとなる。

さらに、学校施設は、児童生徒が学習・生活する場であるのみならず、災害発生時には住民の命を守る拠点となる場所であり、住民の安全・安心を守るためにも施設改修・整備に早急かつ着実に取り組む必要がある。

については、今回の熊本地震の際に、多くの小中学校が避難所として使用できなくなったこと等も踏まえ、学校施設の耐震化はもとより、老朽化対策や環境改善等を各基礎自治体が着実に進めることができるよう、必要かつ十分な財政措置を講じること。

6 三市長会との定期的な協議の場の設置

国に地方の声を届ける仕組みとして、いわゆる地方六団体については、「国と地方の協議の場に関する法律」に基づく国との協議の場をはじめ、様々な機会が設けられているが、指定都市市長会・中核市市長会・全国施行時特例市市長会については、同様の仕組みが十分に確立されてはいない。

地域の実情を的確に国の施策等に反映するためには、地方自治体と国が丁寧に協議を行うことが求められ、地域の中枢を担う三市長会として、その必要性を認識している。

については、国と地方の協議の場への三市長会各会の代表者の参画等、三市長会との定期的な協議の場を早急に設けること。

平成 28 年 11 月 日
指定都市市長会
中核市市長会
全国施行時特例市市長会

中核市市長会

地方版規制改革会議に関する研究会

民間企業等からの提案内容（一部抜粋）

研究会の目的

▼国の規制については、国の「規制改革会議」で見直しを行ってきたが、地方自治体が所管している規制に関するケースもあり、地域のニーズに即応した規制改革を進めるためには、より現場に近い地方自治体で改革に取り組む必要がある。

▼地方創生を推進する上で阻害要因となっている規制・制度について調査・研究を行い、課題等を整理するとともに、地方版規制改革会議の導入検討を図り、地方創生のさらなる推進を目的とする。

研究テーマ

民間側が不便を感じていることは何か！

どのような規制・制度が地方創生を推進する上で民間企業側で阻害要因となっているのかアンケート調査を実施します。

地方版規制改革会議の設置が進まないのは何故か！

地方版規制改革会議についてどのように導入を進めるべきか。

メンバー

事務局	前橋市
構成市	郡山市、いわき市、高崎市、八王子市、横須賀市、金沢市、豊橋市、豊田市、枚方市、和歌山市、長崎市

活動スケジュール

【平成28年】

6月20日	研究会参加希望市の照会〔～6月30日〕
7月6日	研究会設置
7月28日	アンケート調査開始〔～9月14日〕
10月3日	事務担当者会議inいわきにて意見交換会を開催
10月28日	市長会議へ報告



国の規制

✓ 住民登録(外国人)手続きの見直し

- ▶ 外国人4人の手続きで約半日(3時間)かかる
- ▶ 随行者の代理記入が認められていない

本人属性情報(名前・生年月日など)の記入と署名は本人が行い、その他の情報項目(住所・勤務先など)は随行者が代理記入できるといった事務手続きのルールを改善してほしい。

市の規制

✓ 屋外広告物(電光掲示板)設置の見直し

- ▶ 条例で定めている面積(最大1面3㎡以下)では効果が小さい
- ▶ 駅前や人通りの多い場所に設置することができない

電光掲示板(デジタルサイネージ)は主に商業広告や施設等の案内に活用されているが、災害時には緊急避難情報等の伝達も可能となる。また、駅周辺などにおいては、現行基準より大きい面積で表示できるよう規制を緩和してほしい。



主な提案事項

要望(事業)

✓ 競争入札参加資格要件の見直し

- ▶ 起業後ある程度年数が経過しないと入札参加できない
- ▶ 自治体により申請書類が異なり、手続きが煩雑化

若手起業家の増加・育成のため、起業後において速やかに入札参加できるよう要件を緩和してほしい。また、事務手続き簡素化のため、添付書類の統一化を図られたい。



要望(事業)

✓ 指定管理者の指定期間の見直し

- ▶ 4年間では短く、安定したサービス提供が困難
- ▶ 優秀な人材確保が困難

民間のノウハウを活用し一定の成果を得るには短期間であり、経営の観点から鑑みると消極的な提案をせざるを得ない。長期的に安定したサービスを提供していくためにも一律ではなく業種ごとに期間を検討されたい。



研究会活動を通じて見えてきた課題・今後の取組

1 市に対する規制緩和の提案は少ない

- ・「規制」という感覚が少なく要望的な内容が多かった。また、国や県の規制に対する内容も散見された。
- ・民間側と「規制」について共有できていない。

2 市役所内部で情報を共有する必要がある

- ・事業担当部署で要望等を把握していても、企画部門や行政管理部門と連携が取れていないなど、市として情報共有、意思統一ができていない。

3 地方版規制改革会議設置のあり方は様々である

- ・提案の有無や内容に応じて、規制改革に特化するのか、既存組織(総合戦略の推進など)の下部組織とするのかなど、各市の状況にあわせて対応する。
- ・会議を設置せず、個別の案件として事業担当課の検討に委ねることも可能である。

平成 29 年度事業計画骨子案及び東京事務所体制について

■ 主な事業に関する見直し検討事項

- 平成 28 年 9 月に、奈良市を除く全会員市を対象に「平成 29 年度中核市市長会事業の見直しに関する提案」を募集。提案を踏まえ、特に見直しの提案が多かった次の事業を中心に見直しを検討予定。

主な見直し対象事業	見直し検討事項
総会・市長会議	● 夏の市長会議は、市長間で協議を要する案件がなければ不開催。
プロジェクト会議	● 夏のプロジェクト会議の開催の可否をはじめ、開催回数・時期については、調査研究状況を勘案して、各幹事市が決定。 ● 設置期間について、各幹事市の意向により、予め 2 年間と設定すること又は延長して 2 年間とすることも可とする。 ● 各幹事市の意向により、提言案作成を目的としないことも可とする。
総務大臣懇談会	● 出席対象を、役員市長及び出席を希望する市長とする。
事務担当者会議	● 夏の事務担当者会議は、夏の市長会議が不開催の場合、原則として不開催。但し、プロジェクト担当者会議の開催は、各幹事市が決定。 ● 春の事務担当者会議については、年度明けに開催することとする。この結果、平成 29 年度は開催しない。
三市長会連携職員勉強会	● 事業終了の方向で、各市長会と調整する。

■ 平成 29 年度 事業計画骨子案

- 上記の「主な事業に関する見直し検討事項」を反映の上、次のとおり平成 29 年度事業計画骨子案を作成。今後、次期会長候補者との協議の上、会員市の意見や関係団体のとの調整状況を踏まえ、平成 29 年度総会に向けて、事業計画案を取りまとめる予定。

I. 市長出席会議等

- 1 中核市市長会議【3 回開催(5 月 総会、8 月、10 月又は 11 月 市長会議 in 鹿児島)】
✓ 但し、8 月の市長会議は、市長間で協議すべき特段の案件がない場合、不開催。
- 2 役員市長会議【4 回開催(市長会議同日及び平成 30 年 1 月)】〈役員市〉
- 3 プロジェクト会議【3 回程度開催(総会・市長会議同日又は前日)】
✓ 但し、会議の目的・開催回数・開催時期は、各プロジェクト幹事市が決定。
- 4 中核市サミット 2017 in 鹿児島【10 月又は 11 月(市長会議 in 鹿児島の前日)】
- 5 総務大臣と中核市市長との懇談会【8 月(市長会議同日)】〈役員市等〉
- 6 中核市とともに地方分権を推進する国会議員の会【8 月 世話役員との懇談会(役員市)、11 月 勉強会】
- 7 国及び関係機関に対する提言等〈役員市、幹事市、担当市〉【総会同日、11 月、他随時】

II. 事務担当者出席会議等

- 1 事務担当者会議【2 回開催(7 月、10 月 鹿児島市)】
✓ 但し、7 月の事務担当者会議は 8 月に市長会議を行わない場合は開催しない。その際、プロジェクト担当者会議の開催の可否は、各プロジェクト幹事市が決定。
- 2 国の施策及び予算に関する提言検討会議【2 回開催(4 月、11 月)】〈担当市〉
- 3 防災担当者会議【7 月 総会、平成 30 年 2 月 役員会】
- 4 人事担当課長会議【10 月】
- 5 中核市候補市事務担当者会議【1 回開催(事務担当者会議同日)】〈中核市候補市〉

Ⅲ. 関係団体との連携

1 指定都市市長会、全国施行時特例市市長会との連携

- 連携担当市長会議及び会長・連携担当市長会議〈会長市・担当市〉
- [全国施行時特例市市長会関連]合同役員市長会議、経済同友会との意見交換会〈役員市〉

2 全国市長会等との連携【必要時随時】

※ 〈 〉で出席市等を記載している会議以外は全市対象。開催地の記載のない行事は全て東京開催。

■ 平成 29 年度 東京事務所体制案

〔平成 27・28 年度の体制〕

- **所長 1 名・副所長 2 名・所員 1 名の職員 4 名体制**。なお、国会議員の会の運営の業務の本格化に対応するため、平成 27 年度より職員 1 名を追加。

東京事務所の位置付け	中核市市長会事務局の事務執行機関
東京事務所の業務	<ul style="list-style-type: none">● 会の運営の企画立案● 役員市・各事業担当市・プロジェクト幹事市その他会員市との連絡調整● 国その他関係機関との調整、市長会議その他各種会議の開催調整● 国等からの情報収集及び会員市への情報提供

役職	派遣市	従事期間	主な職務分担
所長	奈良市 (会長市)	平成 27 年 4 月 1 日～ 平成 29 年 3 月 31 日 (2 年間)	東京事務所の総括、運営に関する企画・事務局等との連絡調整、主要会議の運営・進行、政党、国会、府省、関係団体との連絡調整・情報収集
副所長	横須賀市 (役員市)	平成 28 年 4 月 1 日～ 平成 30 年 3 月 31 日 (2 年間)	市長会議・役員市長会議、中核市サミット、国会議員の会、事務担当者会議・役員市事務担当者会議、人事担当課長会議・防災担当者会議、中核市候補市事務担当者会議、予算・決算、経理
副所長	柏市 (非役員市)	平成 28 年 4 月 1 日～ 平成 29 年 3 月 31 日 (1 年間)	プロジェクト、総務大臣との懇談会、指定都市市長会・全国施行時特例市市長会との連携、提言活動(緊急提言を含む。)、地方分権改革に関する提案募集、都市要覧作成
所員	奈良市 (会長市)	平成 27 年 4 月 1 日～ 平成 29 年 3 月 31 日 (2 年間)	国の施策及び予算に関する提言、税制改正要望、財政関連等統計資料の総括、パンフレット作成、ホームページ運営、中核市間の照会、事務所の庶務全般

〔平成 29 年度の体制案〕

- 事業見直しにより、夏の市長会議・事務担当者会議の開催に係る調整を中心に、東京事務所の業務負担の一部軽減が期待できる。一方で、主要事業は継続し、その調整における東京事務所の役割は大きいことから、業務負担を大きく削減できない見込み。
- このため、現状より人員を削減した場合、職員一人あたりの負担がさらに過重となり、時間外勤務が増加することが想定される。また、その状態では、国や関係団体の動向・要請等に応じた臨時的な対応を行うことができず、中核市市長会として時宜に即した的確な取組を行うことは困難。

現状と同様、**所長 1 名・副所長 2 名・所員 1 名の職員 4 名体制**の方向で調整。

但し、会員市の派遣意向の状況を勘察し、**所員は非常勤嘱託等**によることも検討。

平成28年度中核市サミット

平成28年度提言案の概要

平成28年10月28日
財源確保検討プロジェクト

1

1. 平成28年度提言事項（3項目）

- 中核市の事務権限に見合った適切な財源措置
- 地方交付税改革
- 消費税率引上げ時期の延期に対する財源確保

2

1. 中核市の事務権限に見合った適切な財源措置

【全体的な内容】

- ・都道府県税からの税源移譲について引き続き要望

【保健所経費関連】 ⇒ 今年度重点的に分析・精査

- ・精神保健費に対する交付税措置を要望
- ・保健所施設等の設置に対する十分な財政支援を要望

3

1 - 1 保健所経費と交付税との比較（全体経費）

▼保健所経費分析結果

	構成市平均
事業費	1.8億円
人件費	4.2億円
計①	6.0億円
交付税②	6.5億円
差引き②-①	0.5億円

○保健所経費は構成市平均で見ると交付税需要額により概ね充足

保健所経費全体ではなく、個別項目による提言を検討

4

1 - 2 保健所経費と交付税との比較（精神保健費）

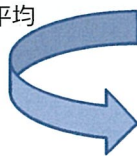
▼精神保健費の各構成市の状況について

単位：千円

	A市	B市	C市	D市	E市	F市	G市	H市
精神保健費	909	2,790	264	584	1,442	350	4,790	5,120

平均

2,031千円



交付税で措置されていない精神保健費について
中核市の負担が発生



**精神保健費に対する交付税措置を要望
(提言案)**

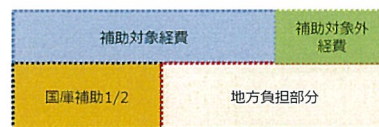
※但し、中核市権能差分の精神保健費項目を想定

5

1 - 3 保健所経費と交付税との比較（建設費①）

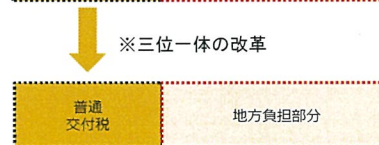
①平成17年度までの財源フレーム

三位一体改革前では対象経費の1/2が
国庫補助により**短期間**で財源措置



②平成18年度からの財源フレーム

普通交付税による**長期間**での措置



※参考

・30万人の人口で約120万円／年の措置額

⇒**交付税で旧国庫補助分を確保するには100年単位の期間を要する。**

◎現行制度の問題点

事業費と比較し、**毎年の交付税措置額が過少**

6

1 - 4 保健所経費と交付税との比較（建設費②）

▼施設経費の各構成市の状況について(事業費ベース) 単位：億円

	A市	B市	C市	D市	E市	F市	G市	H市
保健所	12.5	29.8	2.0	無償譲渡	15.5	15.1	33.3	無償譲渡
動物愛護センター	4.1	-	有償貸与	-	1.9	-	3.2	-

・構成市の平均事業費：約18億円

建設費の負担大

※注 C市の保健所設置費は旧保健センターを増築した経費を計上

※30万人人口で約120万円／年の交付税措置額

中核市での児童相談所設置の国の動きも見据え、初期投資への十分な財政支援を要望（提言案）

7

2. 地方交付税改革

- 地方交付税は，中核市が直面している財政需要における必要な総額を確保すること（これまでの提言と同趣旨）
- 地方財源不足額は，法定率改正によるものとし，地方交付税による対応とすること（臨時財政対策債は廃止）

地方の標準的な行政サービスは国の責務として確実に財源保障すべきことを要望（提言案）

8

3. 消費税率引き上げ延期に対する財源確保

「経済財政運営と改革の基本方針2016」において、消費税率10%への引上げを平成31年10月まで延期することが示されたが、子ども・子育て支援や医療・介護など、社会保障の「充実」や「安定化」のための財源手当は不透明な状況である。

延期にあたっては、地方の社会保障施策の推進に影響が生じることのないよう、国の責任において必要な財源を確実に確保すること。

(提言案)